

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（5）川崎冷蔵株式会社「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

資 料 1 次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」（川崎冷蔵株式会社）

参 考 資 料 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

令和4年2月10日

経 済 労 働 局

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

法人(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
---------	----------	-----	--------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

1 法人の事業概要

(1)冷蔵凍結の業務

(2)氷の製造及び販売

(3)上記に付帯する一切の業務

2 法人の設立目的

上記事業を通じて、市民への生鮮食料品等の供給拠点である川崎市中央卸売市場北部市場の冷蔵・冷凍保管機能等を担い、市民の豊かな食生活を支えることを設立目的としています。

3 法人のミッション

食の安全・安心が求められている中、冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことにより、市民への安定的な食料供給体制の一翼を担います。また、独立した法人として経営を行うよう効率的な業務運営に努め、持続可能な安定した経営を確保していきます。

本市施策における法人の役割

生鮮食料品等を大量に取引する北部市場においては、取り扱い物品の円滑な流通を図るために冷蔵・冷凍保管機能が必要不可欠であり、冷蔵・冷凍設備は、欠かすことのできない設備です。また、これらの業務や施設の運営は専門性が高いことから、専門性を有した外部主体の活用が効果的です。当該法人が柔軟かつ効率的な業務運営を行うとともに、公共性を保持しつつ企業の創意と工夫を行うことにより、市民への安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給を実現するための一翼を担っています。

法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策
	関連する市の分野別計画	政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興	施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成
		川崎市卸売市場経営プラン【平成28(2016)年度-令和7(2025)年度】	

現状と課題

1 現状

北部市場水産物部の取扱量が低迷を続ける中、冷蔵庫利用ニーズを踏まえ、稼働率を上げることで売上を確保するとともに、計画的な修繕による経費の平準化や効率的な動力の運用による動力費の抑制などによる経費の削減に向けた取組を継続的に進めています。「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」等を通じて、「経営改善基本計画書」の進捗管理やこれら経営改善に向けた取組の検証を行っており、令和元(2019)年度には債務超過を解消するなど、経営の改善が図られています。

2 課題

債務超過は解消したものの、依然として利益剰余金がマイナスで借入金の残債があり、また経営支援として、現在市より使用料の減免を受けている状況であることから、今後もさらなる経営改善を進め、独立した法人として経営が行われるよう取組を進めていく必要があります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による市場取扱量の増減は経営に影響を及ぼすことから、市や場内事業者等と連携しながら、引き続き注視するとともに、経営の効率化を進める必要があります。

取組の方向性

1 経営改善項目

場内事業者の利用ニーズを踏まえ、場内外事業者への効果的な営業展開等に努め、稼働率の向上、売上の確保を図るとともに、計画的な修繕や動力費の抑制等により経費の削減を、継続してまいります。併せて、経営の健全化に向けて、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を継続し、「経営改善基本計画書」に基づき、効率的な運営に努めてまいります。また、独立した法人として経営が行われるよう使用料の減免の見直しを進めるとともに、機能更新を見据えて基本的な経営の方向性について市と協議してまいります。

2 連携・活用項目

市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する卸売市場の機能は、今後とも大変重要で必要な機能です。効率的で安定的な経営を確保しながら、場内事業者等に対して冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことは、その機能の実現に大きく寄与するものであることから、今後とも連携・活用を図っていきます。

法人(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
---------	----------	-----	--------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

- ・市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する卸売市場の機能は、今後とも大変重要で必要な機能です。当該法人が、効率的で安定的な経営を確保しながら、場内事業者等に対して冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことは、その機能の実現に大きく寄与するものであることから、今後とも連携・活用を図っていきます。
- ・場内事業者の利用ニーズを踏まえ場内外事業者への効果的な営業展開等に努め、稼働率向上及び売上の確保を図るとともに、計画的な修繕や動力費の抑制等により経費の削減を引き続き行っていきます。
- ・引き続き、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を開催し、「経営改善基本計画書」に基づき、効率的な運営に努めてまいります。
- ・当該法人が建設した3号棟冷蔵庫にかかる借入金を、経営改善計画に基づき返済を進めるとともに、市からの使用料の減免については、令和6(2024)年度の借入金の返済終了時に向けて、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」での意見等も踏まえ、独立した法人として経営が行われるよう開設者と協議し見直してまいります。
- ・今後の経営に向けては、基本的な方針の作成に向けて取組みを進めるとともに、北部市場の機能更新後のあり方に向けて、独立した法人としての対応を市と協議していきます。

本市施策推進に向けた事業計画

取組 No.	事業名	指標	現状値	目標値					
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	単位	
①	冷蔵・冷凍保管業務事業	一般保管取扱量(入庫量)	17,593	17,669	17,707	17,748	17,748	t	
		容積建稼働率(容積ベース)	96	96	96	96	96	%	
②	氷の製造及び販売業務事業	凍氷販売量	592	680	754	808	808	t	

経営健全化に向けた事業計画

取組 No.	項目名	指標	現状値	目標値					
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	単位	
①	経常利益の確保	経常利益	37,163	45,088	47,597	21,757	22,721	千円	
②	自立的・安定的な経営の実施	有利子負債比率	795.5	104.8	24.7	8.0	5.3	%	
		主要な売上高	379,402	382,184	384,046	385,523	385,523	千円	
		使用料の減免金額	24,629	24,629	24,629	0	0	千円	

業務・組織に関する計画

取組 No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	効率的な業務体制の確保	売上高に対する人件費率	29	28	28	28	28	%	

法人(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
---------	----------	-----	--------------

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名			冷蔵・冷凍保管業務事業						
現状			新型コロナウイルス感染症の影響や市場間競争など、卸売市場を取り巻く環境は厳しい状況であり、北部市場水産物部の取扱量も低迷が続いています。そのため、場内事業者の需要の減少等により一般保管取扱量は減少傾向にあり、稼働率の向上等売上の確保に努めていく必要があります。						
行動計画			卸売市場として冷蔵・冷凍保管機能を担う重要な事業となるため、引き続き、青果部や花き部を含めた北部市場全体の需要の掘り起こしに努めるなど、一般保管取扱量及び容積建稼働率の確保・増加に努め、事業を推進します。						
スケジュール			現状値	目標値					
			R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
指標	1	一般保管取扱量(入庫量)	17,593	17,669	17,707	17,748	17,748	t	
		説明 一般保管に関する年間入庫量							
	2	容積建稼働率(容積ベース)	96	96	96	96	96	%	
		説明 容積建保管に関する年間の容積ベース稼働率							
	3	事業別の行政サービスコスト	-	-	-	-	-	千円	
		説明 本市財政支出(直接事業費)							

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名			氷の製造及び販売業務事業						
現状			新型コロナウイルス感染症の影響や市場間競争など、卸売市場を取り巻く環境は厳しい状況であり、北部市場の水産物部の取扱量も低迷が続いています。それら荷の減少、さらには利便性から自前の製氷装置で氷を作る業者が増えてきており、場内事業者への売上は減少傾向にあります。市場の冷凍・冷蔵保管機能を担っており、継続していく必要があります。						
行動計画			北部市場水産物部の取扱量が低迷を続ける中にあっても、今後も卸売市場の冷蔵・冷凍保管機能を担う重要な事業です。場内事業者への売上は減少傾向にあるものの、需要の掘り起こしに努めるとともに、更なるPRや営業強化等より、引き続き、事業を推進していきます。						
スケジュール			現状値	目標値					
			R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
指標	1	凍氷販売量	592	680	754	808	808	t	
		説明 凍氷の年間販売量							
	2	事業別の行政サービスコスト	-	-	-	-	-	千円	
		説明 本市財政支出（直接事業費）							

3. 経営健全化に向けた事業計画①

項目名			経常利益の確保					
現状			水産物部の取扱量の低迷が続く中、稼働率の向上や経費の抑制に努め、長期借入金の返済原資となる経常利益を確保しています。					
行動計画			引き続き、効率的な運営に努め、長期借入金の返済原資となる経常利益を確保するとともに、持続可能な長期的会社運営の視点に立ち、経営を行っていきます。なお、令和6(2024)年度以降は、使用料の減免見直しにより、令和5(2023)年度までの目標値から、概ね24,600千円強の減額を見込んだものとしします。					
スケジュール			現状値	目標値				
			R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
指標	1	経常利益	37,163	45,088	47,597	21,757	22,721	千円
		説明 営業収益に営業外収益を加えた金額から、営業外費用を除いた金額で、企業の経常的な活動から生じた利益						

経営健全化に向けた事業計画②

項目名			自立的・安定的な経営の実施					
現状			水産物部の取扱量の減少等の影響を受け、令和2(2020)年度の売上高は前年比97.6%と減少しています。こうした中、長期借入金の返済を計画的に実施しており、令和6(2024)年度の返済終了を目指しています。					
行動計画			令和6(2024)年度の返済終了を目指し、長期借入金の返済を計画的に進め、有利子負債比率の改善を進めるとともに、自立的かつ安定的な経営に向けて、売上高の維持・向上に努めていきます。また、現在行われている使用料の減免については、令和6(2024)年4月の廃止を予定しております。					
スケジュール			現状値	目標値				
			R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
指標	1	有利子負債比率	795.5	104.8	24.7	8.0	5.3	%
		説明 純資産に対する利払い及び返済が必要な有利子負債の割合						
	2	主要な売上高	379,402	382,184	384,046	385,523	385,523	千円
		説明 本業を示す主要な売上高						
	3	使用料の減免金額	24,629	24,629	24,629	0	0	千円
		説明 施設利用に係る使用料の減免金額						

4. 業務・組織に関する計画①

項目名		効率的な業務体制の確保					
現状		水産物部の取扱量の低迷が続く中、稼働率向上に向け場内外事業者への効果的な営業展開等に努め、売上の確保や経費の削減を図りつつ、効率的な業務体制を確保していく必要があります。					
行動計画		水産物部の取扱量の低迷が続く状況において、現在も一定の利益を確保している状況ですが、人件費を現状以下とすることで、売上高に対する人件費率の維持・改善を目標とするなど、売上高規模も踏まえたより効率的な業務体制を目指し、安定的な経営を確保していきます。					
スケジュール		現状値	目標値				
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
指標	1	29	28	28	28	28	%
	説明						
	売上高に対する人件費率						
	本業を示す主要な売上高に対する人件費及び役員報酬の合計額の割合						

法人(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
---------	----------	-----	--------------

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画						
指標		指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
			令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
冷蔵・冷凍保管業務事業						
1	一般保管取扱量(在庫量)		17,593	17,748	t	新型コロナウイルス感染症の影響等もあり水産物部の取扱量が低迷を続けるなど、取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、需要の掘り起こし等を進め、令和元(2019)年度以上の水準を目指してまいります。 (参考 H29:18,786t、H30:17,970t、R1:17,748t)
	算出方法	年度毎の一般保管取扱量				
2	容積建稼働率(容積ベース)		96	96	%	新型コロナウイルス感染症の影響等もあり水産物部の取扱量が低迷を続けるなど、取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、引き続き令和2(2020)年度の高い稼働率を維持してまいります。 (参考 H29:95%、H30:93%、R1:94%)
	算出方法	年度毎の容積建稼働率				
氷の製造及び販売業務事業						
1	凍水販売量		592	808	t	新型コロナウイルス感染症の影響や場内事業者による製氷機の設置等により、販売量は減少傾向にありますが、更なるPRや営業強化等に努め、令和元(2019)年度以上の水準を目指してまいります。 (参考 H29:1,027t、H30:944t、R1:808t)
	算出方法	年度毎の凍水販売量				

経営健全化に向けた事業計画							
指標			指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
				令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
経常利益の確保							
1	経常利益		収益性の向上を図るための指標として設定。当該出資法人は、経営改善を進めている状況であり、効率的な業務運営を行い、持続可能な安定した経営を行っているか、その取組の成果を測るものです。	37,163	22,721	千円	稼働率の向上や経費の抑制に努め、令和4(2022)・5(2023)年度は、平成29(2017)年度～令和2(2020)年度の平均値41,339千円を上回る額の確保を目指し、令和6(2024)年度以降は、使用料の減見直しにより、令和5(2023)年度までの目標値から、概ね24,600千円強の減額を見込んだものとします。 (参考: H29:57,651千円、H30:37,530千円、R1:33,010千円)
	算出方法	営業利益+営業外収益-営業外費用 ※損益計算書上の経常利益の数値					
自立的・安定的な経営の実施							
1	有利子負債比率		長期借入金の返済を進め有利子負債を削減することが、当該法人の経営の安定化を図るうえで重要と考えられることから、本指標を成果指標とします。	795.5	5.3	%	当該法人は、経営改善に向けて長期借入金を令和6(2024)年度の返済終了を目指し、長期借入金0の状態の有利子負債比率を目標とします。 (参考: H29:-594.6%、H30:-1337.3%、R1:11,765.9%、H30年度まで債務超過)
	算出方法	貸借対照表上の有利子負債÷自己資本の比率 ※有利子負債=借入金+リース債務					
2	主要な売上高		売上高の確保は当該法人の経営の安定化を図るうえで重要と考えられることから、本指標を成果指標とします。	379,402	385,523	千円	水産物部の取扱量の低迷等厳しい状況が続いていますが、営業展開に努め、平成29(2017)年度～令和2(2020)年度の4か年の平均値(384,521千円)を超える売上を令和7(2025)年度の目標とします。 (参考: H29:392,440千円、H30:377,538千円、R1:388,704千円)
	算出方法	容積建保管料+一般保管料+凍氷売上の合計額 ※損益計算書上の純売上高の数値					
3	使用料の減免金額		経営支援として現在市より使用料の減免を受けていることから、独立した法人としての経営を図るため見直していくことを成果指標とします。	24,629	0	千円	市からの使用料の減免の見直しについて検討を進め、令和6(2024)年度に減免額0とすることを目標とします。 (参考: H29:24,319千円、H30:24,319千円、R1:24,319千円、税込)
	算出方法	年間施設使用料-年間支払施設使用料					
業務・組織に関する計画							
指標			指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
				令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
効率的な業務体制の確保							
1	売上高に対する人件費率		売上高規模も踏まえたより効率的な業務体制確立を目指すため、本指標を成果指標とします。	29	28	%	水産物部の取扱量の低迷等厳しい状況が続いていますが、売上高や効率的な体制の確保に努め、平成29(2017)年度～令和2(2020)年度の平均値(28%)以下とすることを目標とします (参考:H29:27%・人件費107,870千円、H30:28%・人件費106,704千円、R1:29%・人件費112,053千円)
	算出方法	(人件費+役員報酬)÷主要な売上高×100					

法人(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
---------	----------	-----	--------------

5. 財務見通し									
収支及び財産の状況(単位:千円)			見込み						
			令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
損益計算書	営業収益		379,402	373,000	382,184	384,046	385,523	385,523	
	営業費用(売上原価)		317,282	301,107	312,024	312,330	340,425	339,522	
	営業費用(販売費及び一般管理費)		24,976	30,916	26,280	26,280	26,280	26,280	
	うち減価償却費		24,642	19,626	18,695	16,001	12,706	11,803	
	営業損益		37,144	40,977	43,880	45,436	18,818	19,721	
	営業外収益		3,711	3,010	3,000	3,000	3,000	3,000	
	営業外費用		3,692	2,764	1,792	839	61		
	経常損益		37,163	41,223	45,088	47,597	21,757	22,721	
	税引前当期純利益		37,163	41,223	45,088	47,597	21,757	22,721	
	税引後当期純利益		21,741	26,795	30,362	30,918	10,130	10,505	
貸借対照表	総資産		460,511	449,039	412,143	399,915	395,214	426,925	
	流動資産		317,346	323,382	312,433	323,357	326,340	372,369	
	固定資産		143,165	125,657	99,710	76,558	68,874	54,556	
	総負債		436,775	398,508	331,250	288,104	273,273	294,479	
	流動負債		103,440	105,101	104,989	65,674	50,637	50,099	
	固定負債		333,335	293,407	226,261	222,430	222,636	244,380	
	純資産		23,736	50,531	80,893	111,811	121,941	132,446	
	資本金		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	剰余金等		△26,264	531	30,893	61,811	71,941	82,446	
主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	営業収益	冷蔵・冷凍保管事業収入	367,216	361,000	368,176	368,514	368,879	368,879	
	営業収益	水の製造販売事業収入	12,186	12,000	14,008	15,532	16,644	16,644	
	総資産	現金・預金	276,588	282,624	271,675	282,599	285,582	331,611	
	総負債	有利子負債(借入金＋社債等)	188,822	142,016	84,758	27,612	9,781	6,987	
本市の財政支出等(単位:千円)			令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
補助金									
負担金									
委託料									
指定管理料									
貸付金(年度末残高)									
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)									
出捐金(年度末状況)			40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
(市出捐率)			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
財務に関する指標			令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
流動比率(流動資産／流動負債)			306.8%	307.7%	297.6%	492.4%	644.5%	743.3%	
有利子負債比率(有利子負債／純資産)			795.5%	281.0%	104.8%	24.7%	8.0%	5.3%	
経常収支比率(経常収益／経常費用)			110.7%	112.3%	113.3%	114.0%	105.9%	106.2%	
純資産比率(純資産／総資産)			5.2%	11.3%	19.6%	28.0%	30.9%	31.0%	
経常費用に占める市財政支出割合 (〔補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料〕／経常費用)									
収益に占める市財政支出割合 (〔補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料〕／経常収益)									
法人コメント						本市コメント			
現状認識			今後の見通し			今後の見通しに対する認識			
営業収益については、水産物部の取扱高の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて減少傾向にあり、また、売上原価についても、電気料金が高水準にあるなど、厳しい経営環境にあります。その一方で、長期借入金は計画通り返済を進め、有利子負債は順調に削減されています。引き続き、収益の確保に努めるとともに、借入金の返済を進め、経営効率の向上に取り組む必要があります。			「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を継続し、「経営改善基本計画書」に基づき、効率的な運営に努めてまいります。また、令和6(2024)年5月に長期借入金の返済の完了とともに、減免の見直しが見込まれることから、令和6(2024)年度以降の収支を確保するため、さらなる経費節減に取り組む必要があります。今後、機能更新を見据えて基本的な経営の方向性について市と協議していく必要があります。			・水産物部の取扱高が厳しい状況の中、引き続き稼働率向上に努めるとともに、計画的な修繕や動力費の抑制等により経費の削減を図る必要があります。 また、借入金を、経営改善計画に基づき返済を進めるとともに、市からの使用料の減免については、令和6(2024)年度の借入金の返済終了時に向けて、独立した法人として経営が行われるよう見直していくなど、自主的・自立的な経営の実現に向けて、経営効率の向上に引き続き取り組む必要があります。			

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25％以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25％以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25％以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5_総務省自治財政局_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なりスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(3) 方針策定の趣旨

■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

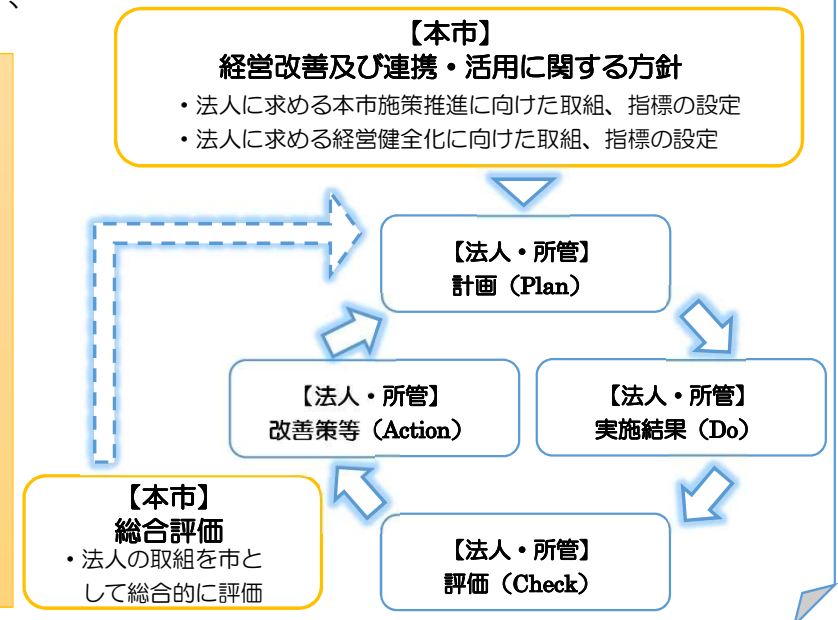
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(参考資料) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財) 川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財) かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財) 川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財) 川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	(公財) 川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財) 川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財) 川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財) 川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財) 川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	(公財) 川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財) 川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財) 川崎市生涯学習財団

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(1) 現行方針の構成

- ・ 現行の方針については、最初の2頁で方針全体の内容を簡潔に把握できるようにしている。
- ・ 1頁目で法人の概要と本市施策における役割、関連する市の計画、現状と課題、取組の方向性を示しており、2頁目で本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画として「本市施策推進に向けた事業計画」「経営健全化に向けた事業計画」「業務・組織に関わる計画」ごとに取り組むべき事業・項目とその指標、4カ年の目標を概括できるようにしている。
- ・ 3頁目以降では、当該取り組むべき事業・項目ごとに、その現状と行動計画、指標とその説明、当該指標の現状値と目標値を確認できるようにしている。
- ・ 方針の最終頁では、各法人の経常収支、投資収支、財務収支に係る4カ年の資金計画を確認できるようにしている。

《現行方針の様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)				2. 本市施策推進に向けた事業計画①										資金計画表 [平成30年度～令和3年度]					
法人名(団体名)		所管課		1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画 4カ年計画の目標										法人名					
経営改善及び連携・活用に関する方針 法人の施策概要 (1) 法人の事業概要 (2) 法人の設立目的 (3) 法人のミッション 本市施策における法人の役割 法人の取組と関連する計画 市総合計画と連携する計画 分野別計画 現状と課題 取組の方向性 (1) 経営改善項目 (2) 本市における法人との連携・活用				本市施策推進に向けた事業計画① 事業名 指標 現状 行動計画 スケジュール 現状値 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 単位 目標値 1 説明 2 説明 3 説明 事業別の本市財政支出 説明 直接事業費－直接自己収入										資金計画表 (単位:千円) 決算 予算 計画 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 経常収支 収入 事業収入 営業債権増加 補助金収入 委託費収入 寄付金収入 雑収入 その他収入 ... 経常収入合計 支出 事業費 管理費 減価償却費(△) 貸倒引当金繰入(△) 退職給付引当金繰入(△) 営業債務増加(△) 法人税等支払 ... 経常支出合計 経常収支 投資収支 固定資産取得支出 固定資産売却収入 ... 投資等収支 借入れによる収入 借入金償還による支出 利息/配当金の支払 財務収支 現金預金増加 期首現金預金 期末現金預金					
1頁				2頁										3頁～					
														最終頁					

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定されるところである。

■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・ 現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・ 特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた法人事業のあり方の見直し等の検討が必要である。

■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・ 「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ 「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・ 「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・ 各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・ 各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルス感染症の影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・ 現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（後掲・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・ 次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の取組評価等を通じて、（2）のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- ・本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- ・法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映

- ・本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- ・経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- ・業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定（後掲・参考資料2参照）する。

■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- ・各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う（後掲・参考資料3参照）ものとする。
- ・各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間（H29～R2）における実績把握の下、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- ・各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間（R4～7）における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- ・次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4 関係〕

① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくら・こういった種類のお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表

【平成30年度～令和3年度】

法人名

(単位:千円)

項目		決算	予算	計画		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支	収入					
	事業収入					
	営業債権増加高					
	補助金収入					
	委託費収入					
	寄付金収入					
	雑収入					
	その他収入					
	...					
	経常収入合計	0	0	0	0	0
	支出					
	事業費					
	管理費					
	減価償却費(△)					
	貸倒引当金繰入(△)					
	退職給付引当金繰入(△)					
	営業債務増加高(△)					
	法人税等支払					
	...					
	経常支出合計	0	0	0	0	0
経常収支	0	0	0	0	0	
投資収支	固定資産取得支出					
	固定資産売却収入					
	...					
投資等収支	0	0	0	0	0	
財務収支	借入れによる収入					
	借入金償還による支出					
	利息/配当金の支払					
財務収支	0	0	0	0	0	
現金預金増加高		0	0	0	0	0
期首現金預金						
期末現金預金		0	0	0	0	0

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)			
	経常収益			
	経常費用			
	当期経常増減額			
	当期一般正味財産増減額			
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)			
	当期指定正味財産増減額			
	正味財産期末残高			
	総資産			
	流動資産			
貸借対照表	固定資産			
	総負債			
	流動負債			
	固定負債			
	正味財産			
エラーチェック	一般正味財産			
	指定正味財産			
	本市の財政支出等(単位:千円)			
	補助金			
	委託料			
財務に関する指標	指定管理料			
	貸付金(年度末残高)			
	損失補償・債務保証付債務(年度末残高)			
	出捐金(年度末状況)			
	(市出捐)			
法人コメント	流動比率(流動資産/流動負債)			
	正味財産比率(正味財産/総資産)			
	正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)			
	総資産回転率(経常収益/総資産)			
	収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)			
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど		

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- ・具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- ・指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- ・そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- ・次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
組織	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

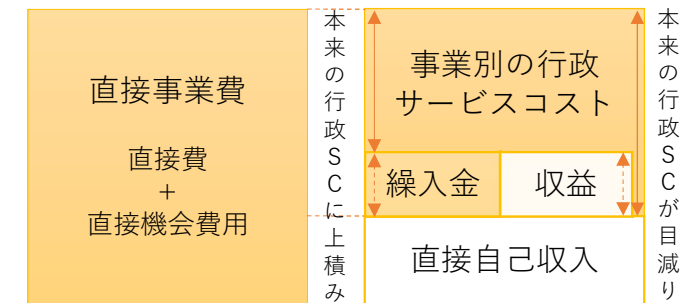
次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方（H24.3_経営改善計画の手引（評価編）より）

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業費から直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業費は「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い（市有財産の減免等）を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト＝直接事業費－直接自己収入（前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる）であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、正確に支出額を表せないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業費に占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」には、実際に費用が生じていない機会費用は計算上積み上げないものの、そのあり方は別途適切に加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料4) 川崎市行財政改革推進委員会の審議結果(方針策定にいただいた主な意見とその対応状況)

開催回数・年月日	主な意見要旨	対応状況
第1回委員会 (2021.5.13)	①指標の確認における総量と差分といった視点について ②法人の業務内容による目標設定等における新型コロナウイルス感染症の影響の類型化について ③経営状況の見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響をどのように適切に補正するかについて ④法人のビジョンと経営状況の見通しをつなげて構想する必要性について ⑤各出資法人の存続意義を定期的に見直す必要性について ⑥目標変更の基準の明確化、透明化の必要について	①方針策定の考え方の対応方針に、<u>指標の検討の視点として総量と差分の考え方を追加</u> ②目標値の設定について、<u>新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等を事業ごとに整理することを明確化</u> ③経営状況の見通しについては、直近5か年の推移の確認と次期取組期間における財務的な動きを踏まえる中で、<u>新型コロナウイルス感染症の影響も適切に補正するよう所管局と共有</u> ④経営健全化に向けた取組項目については、各法人の経営状況の見通しを考慮の上、策定することを想定 ⑤法人の役割の確認にあたっては、<u>その存続意義も踏まえて行うことを明示</u> ⑥目標変更の可能性については、<u>関連する分野別計画の改定や指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定</u>
第2回委員会 (2021.12.24)	①行政サービスコストや機会費用の考え方への理解について ②各法人の役割の確認における時代の変化への考え方が整理されているかについて(土地開発公社、文化財団等) ③新型コロナウイルス感染症への現状認識と取組の方向性の記載について(国際交流協会等) ④現状値を下回る目標値の設定理由について(国際交流協会等) ⑤産業振興財団の財団全体の収益の目標値の設定根拠について ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名について ⑦公園緑地協会の収益事業の今後の方向性について ⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方の判定時期について ⑨目標変更の可能性の明示と運用について	①本市財政支出を直接的に捉えながらも、<u>直接事業費に占める割合や直接自己収入の獲得、機会費用も別途適切に加味していく必要を改めて周知</u> ②法人の役割の確認にあたっては、<u>社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き行っていくことを再確認</u> ③新型コロナウイルス感染症に対する現状認識と取組の方向性の記載が不足している法人については、その内容を追加 ④⑤各事業計画の行動計画に理由の概略と指標一覧の目標値の考え方に理由の詳細を明示 ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名を修正 ⑦⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方、収益事業の今後の方向性については、<u>次期取組期間中に考え方を整理する旨を明示</u> ⑨目標変更については、<u>可能性があるものを予め明示するが、予見しえない場合についても、公平・公正に運用がされるよう留意</u>

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

3 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。

